

第二百四回国会 院 原子力問題調査特別委員会議録 第三号

令和三年四月八日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 伊藤 忠彦君

理事 津島 淳君

理事 細田 健一君

理事 山内 康一君

理事 井林 辰憲君

理事 泉田 裕彦君

理事 城内 実君

理事 齋藤 健君

理事 土井 亨君

理事 野中 厚君

理事 古田 圭一君

理事 三原 朝彦君

理事 築 和生君

理事 荒井 聰君

理事 菅 直人君

理事 齊木 武志君

理事 宮川 伸君

理事 伊佐 進一君

理事 藤野 保史君

理事 浅野 哲君

江渡 聡徳君

中村 裕之君

長尾 秀樹君

中野 洋昌君

石川 昭政君

岩田 和親君

北村 誠吾君

斎藤 洋明君

西田 昭二君

福山 守君

星野 剛士君

宮澤 博行君

吉野 正芳君

逢坂 誠二君

近藤 昭一君

日吉 雄太君

山崎 誠君

浮島 智子君

青山 雅幸君

堀内 詔子君

江島 潔君

更田 豊志君

佐藤 暁君

保坂 伸君

松山 泰浩君

政府参考人 山形 浩史君

(原子力規制庁長官官房緊 急事態対策監)

政府参考人 山田 知穂君

(原子力規制庁長官官房核 物質・放射線総括審議官)

政府参考人 金子 修一君

(原子力規制庁長官官房審 議官)

政府参考人 市村 知也君

(原子力規制庁原子力規制 部長)

参考人 小早川智明君

(東京電力ホールディング ス株式会社代表執行役社 長)

衆議院調査局原子力問題調 査特別調査室長 飯野 伸夫君

委員の異動

四月八日

辞任 阿部 知子君

補欠選任 近藤 昭一君

阿部 知子君

足立 康史君

補欠選任 青山 雅幸君

同日 辞任 近藤 昭一君

補欠選任 阿部 知子君

同日 辞任 足立 康史君

補欠選任 青山 雅幸君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

同日 辞任 足立 康史君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

この際、御報告いたします。

第百九十三回国会、原子力問題調査特別委員会 理事会の決定により、本委員会の活動等について

専門的見地から助言を求めため、会員七名から 成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザ リー・ボードを設置いたしました。

本アドバイザリー・ボードにつきましては、各 会派の理事等の協議により、今国会においても設 置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○渡辺委員長 この際、参考人出頭要求に関する 件についてお諮りいたします。

原子力問題に関する件の調査のため、本会期 中、アドバイザリー・ボード会員から意見を聴取 する必要があります。参考人として出 席を求めるとし、その日時、人選等につきま しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、 御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

○渡辺委員長 原子力問題に関する件について調 査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について 説明を聴取いたします。更田原子力規制委員会委 員長。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長 更田豊志でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審 議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御 説明申し上げます。

原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規 制を通じて、人と環境を守るといふ使命を果たす ため、様々な課題に取り組んでおります。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正か つ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を 踏まえ強化した規制基準への適合性審査について は、これまで、発電用原子炉について十一の事業 者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施 設等について九つの事業者から二十一の施設に係 る申請がなされております。

このうち、発電用原子炉については、令和二年 二月二十六日の東北電力女川原子力発電所二号炉 に対するものを含め、これまでに計十六基に対し て設置変更許可を行いました。また、核燃料施設 等については、核燃料物質の加工施設、使用済燃 料の貯蔵施設と再処理施設及び廃棄物管理施設に 対して、これまでに十件の事業変更許可を行うと ともに、試験研究炉に対して、これまでに二件の 設置変更承認及び五件の設置変更許可を行いまし た。

発電用原子炉の運転期間延長については、これ までに関西電力高浜発電所一号炉及び二号炉、美 浜発電所三号炉並びに日本原子力発電東海第二発 電所の計四基に対して認可を行いました。

発電用原子炉の廃止措置計画については、これ まで計十四基に対して認可を行いました。このほ か、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の 高速増殖原型炉「もんじゅ」を始め計七件に対し ても、廃止措置計画の認可を行いました。

また、平成二十九年に改正された原子炉等規制 法に基づき、昨年四月から新たな検査制度の運用 を開始し、事業者のあらゆる安全活動について監 視を行っています。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所において、ID カード不正使用事案に続き、核物質防護設備の機 能の一部喪失事案が発生しました。核物質防護設 備の機能の一部喪失事案については、核物質防護

ように、きちんとした検査に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 是非よろしく願います。

そして、最後に、この核セキユリティーの事業、文化を根づかせるというのは、会社にそういうのを促すということだとは思って、守秘性も高く、事業の共有もしくくて、そういう中で、この核セキユリティーの文化が各原子力事業者に定着しているかどうかを確認したり促したりしていくという規制の在り方、これは非常に難しいものがあるかというふうに思うんですけれども、今回の事業を通じて今後どのような取組をしていくのかについても、併せて最後に委員長にお伺いしたいと思います。

○更田政府特別補佐人 二つのことを申し上げます。

まず一つは、情報管理の観点から、閉ざされた集団の中の監視という形になりますので、それだけに、その集団の中のコミュニケーションが重要であろうと思っております。今後、原子力規制委員会、規制庁として、核物質防護事業に関しては、これまで以上に事業者との間の、事業者の状態の把握に努めてまいりたいと思っております。

もう一つは、これは具体的な方策として、やはり核物質防護に関しては、情報管理を気にし過ぎる余り、専門性のない職員が検査に当たれないというような思いが強かったように思います。今回国会でお認めいただいた新たな検査制度では、常駐する検査官が二十四時間いつでも検査に入れる形になっています。こういった常駐している検査官を核物質防護事業についても活用する、これは既に始めておりますけれども、今後ともこういった活用について前へ進めていきたいというふうに考えております。

○中野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。今日は、与野党の皆様には、質疑順を変えてい

ただ、御配慮をいただき、ありがとうございます。

これから質問に入らせていただきますが、まずは、今日は、避難計画についてから質問させていただきます。

まず、政府の方にお伺いいたしますけれども、原子力関連施設の周辺自治体においては避難計画を策定することが求められておりますが、直近のこの避難計画の策定状況について、全国各地域に原子力関連施設がございますけれども、この策定状況についての最新状況を教えてください。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

まず、原子力災害対策特別措置法第二十八条によつて読み替えられる災害対策基本法第四十条及び第四十二条において、自治体は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて、原子力災害に係る地域防災計画を作成しなければならないとされております。

防災基本計画において、この原子力災害に係る地域防災計画につきましては、施設から周囲おおむね五キロ圏内のP A Z及びP A Zの外側で施設から周囲おおむね三十キロ圏内のU P Z、この圏内の自治体で作成することとされており、対象となる二十一の道府県及び百三十五市町村の全てで策定済みでございます。

その上で、避難先や避難経路などを具体化する観点から、防災基本計画において、P A Z内の自治体は避難計画を、U P Z内の自治体については広域避難計画をあらかじめ策定することとしております。防災基本計画に基づき策定する避難計画及び広域避難計画については、福島地域の三自治体、東海第二地域の九自治体及び浜岡地域の二自治体の計十四の市町村を除く百二十一の市町村で策定済みでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

是非皆様には本日お配りさせていただきました資料の三の方を御覧いただきたいと思います。

こちらに今答弁していただきました内容の一覧表を掲載しております。今ありましたように、福島地域、東海地域、そして浜岡地域においては、まだ一部の地域で避難計画の策定が済んでいないという状況であります。

もう少し踏み込んで、この策定していない地域についての認識を聞きたいと思うんですが、今答弁の中でも触れていたように、この避難計画というのはそもそも法的な位置づけがされております。

資料の四と五の方に、その条文の方を掲載させていただきます。原子力災害対策特別措置法第二十八条適用後の災害対策基本法の第四十条及び第四十二条にはこのように記載がされております。

まず、都道府県の方は、赤線のところになりますけれども、抜粋して申し上げます、地域防災計画を作成しなければならないというふうなところにありまして、下の方に目をやっていたと、その内容については、避難に関する事項別の計画という記載がされております。これは都道府県のもので、第四十二条、資料五の方に掲載されているものは、これは市町村に対するものですが、こちらも同様の記載がされております。

やはり、避難計画については法的にもこのように明確に位置づけられているものと認識をしていくんですけれども、じゃ、先ほど紹介していた、まだ策定していない自治体もあるということもまた現実でありまして、策定していないということはこれらの法律に抵触しているのかしてないのか、それを御答弁いただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

委員が今御指摘されましたとおり、避難計画、広域避難計画はあらかじめ策定するものというところでございますけれども、東京電力の福島第一原子力発電所事故後に改正された防災基本計画に現在のはのつとつて避難計画を策定するというところでございまして、対象となる自治体においては今策定が進んでいる状況でございます。

このため、直ちに災害対策基本法などに抵触するとは考えておりませんが、防災基本計画の趣旨に鑑みずと、可能な限り速やかに計画を策定する必要があります。したがって、私ども関係自治体と一体となつて取組を進めていくところでございます。

○浅野委員 そうはいいまして、あの事故からもう十年が経過をいたしました。やはり、これは福島での事故の教訓を踏まえて法改正をしたものでありますので、しっかりと迅速に対応すべきだと思います。

今できる限り速やかというふうな表現もされておりましたけれども、じゃ、その策定に要する期間として、期間に対する言及というのは特段法令の中ではされておられません。政府の認識として、おおむねどの程度の期間内に策定するべきであると考えているのか、その時期の目安についてお考えをお聞かせいただけますか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

私ども、特段時期について目安というものを示しては、やはりこの地域防災計画は、現地について、地元について一番熟知している自治体がお作りいただく、そういうこと、さらには、各地域には各地域ごとの事情というものがあつて、ということ、そういうことを踏まえまして、そういう意味で、私ども、自治体と一緒に、できるだけ速やかに作りたいというふうな、作成していくものというふうな考えておまして、そういう意味での限定的なものを示しているものではございません。

○浅野委員 地域の事情があることも分かりますし、私、先ほど質疑をされた石川代議士と同じ茨城でございます。非常に人口が多い地域でもあります。時間がかかる、そして検討事項が多いのも十分に承知しておりますが、そうはいつても十年です。十年という期間は決して短い期間ではありませんし、今回、地元の東海第二原子力発電所の水戸地裁の判決以降、様々な議論がされ

ておりますが、一つ私が地元の方に聞いたのは、この避難計画というのは、たとえ再稼働がされなくとも、そこに核物質がある限り作成をしなければいけない、いつ何が起こるか分からない、今策定されていないことに対する不安の声というのもたくさんございます。

これは国民の命を守る取組ですので、できる限り早くという便宜的な表現を使わざるを得ない事情も分かりますが、十年間たつてまだなおつくりしていないことは厳しく受け止めていただいで、これは国民の安心、安全に関わる話ですので、是非、これまでと同じような取組ではなく、ギアを一段、二段上げるべきじゃないか、そういうふうにご考えております。是非よろしくお願ひします。

その続きで、じゃ、これからどのような支援を自治体していくのか、国としてという考えを聞きたいと思ひます。

先ほど、本日の資料の最終ページ、資料六にも、現在、避難計画策定に向けた国の支援体制の図を掲載しておりますが、私もこれまでヒアリングを重ねてまいりまして、自治体、そして都道府県、また内閣府防災担当、それぞれの話を聞きました。それぞれを集めて話もしました。一つ思っているのは、これは最終責任の所在がどこにあるんだということなんです。

市町村は、県や国の決定や予算措置がないと動けない、県からしたら、市町村の判断、そして国からの支援がそろわないと動けない、国の方は、自治体が一番分かっているんだから、自治体が自主的に動くのを期待する、こんな言いぶりなわけですよ。だから、皆さんお互い連携はしているんだけれども、果たして最終責任の明確化、そして着実に前進させるという力をどうが発生させるのかというところが極めて分かりづらい構造になっているんじゃないかと思ひます。

ですから、これまでの十年間はそのやり方です。でも、現にできていない地域がこれだけある、じゃ、これからどうするんだ、何を

えていくんだ、そういったところについては是非御答弁をいただきたいと思ひます。

○堀内副大臣 政府といたしましては、例えば人口が非常に多い地域では住民の避難先確保が大きな課題である、県内に加えて県外にも避難先を確保するべく、自治体の中で広域避難に係る協議、締結などの取組を進めていたり、また、避難手段として相当数の車両を確保することも大きな課題であるといった中で、自治体やバス会社との緊急協定の締結など、そういった具体的なことを一つ一つ進めているところでございます。

今後、その地域の実情に応じた様々な課題を一つ一つ解決すべく、原子力防災協議会の枠組みの中で、関係自治体と一体となって、原子力防災体制の充実強化にしっかりと取り組んでまいりたい、そのような決意でございます。

○浅野委員 是非、目に見える形で改善点というのを示していただきたいということをお願いしたいと思ひます。

ちよつと改めて一度、政府の参考人の方に確認させていたいただきたいんですが、先ほど、避難計画が策定されていないという状態が直ちに法令に抵触するわけではないという御答弁でしたけれども、じゃ、これからの策定されない状況が続いた場合、抵触するという可能性もあるんでしょか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

私もとしては、災害対策基本法という法律に基づいて、市町村にいわゆる避難計画について策定する責務があるということと理解しておりますので、私もとしては、その責務が果たせるように、国としてはあくまで徹底的に支援していくという立場でございます。

○浅野委員 これは明確な答弁をいただけていないと思うんですね、抵触する可能性があるのかないのかです。抵触しないように支援していくのは当たり前なんです。だから、そこは、その認識を自治体や国がしっかりとつとめてつきり持つべきだと思うんです。これをそのまま放置す

ると法に抵触する可能性があるのかないのか。それは、多分これはやり取りしていても同じような答弁だと思ひます。しっかりと自治体の皆さんや自身その認識をはつきり持つて、そして着実にこの防災計画の策定作業を進めていただくようにお願いをしたいと思ひます。

続いては、東京電力の柏崎刈羽の核セキユリティーに関して質問をさせていただきたいと思ひます。

ちよつと質問を少し、時間の関係から飛ばさせていただきますけれども、本日の資料の一枚目の表、資料一のところには、三月十六日に東京電力が発表した柏崎刈羽発電所における核物質防護設備の一部喪失事案のプレスリリース資料になります。御注目いただきたいのは、赤線を引いた部分、十五か所のうち十か所が代替措置が不十分な状態が三十日以上あったということがここに書いてあります。

核セキユリティーの観点からすると、具体的な数値というのは余りむやみに出せないのも理解はできますが、ここには十五、十、そして三十日という具体的な数字が三個も出ている。これはなぜ公表できたのか。その理由について教えていただけますでしょうか。

（委員長退席、津島委員長代理着席）

○小早川参考人 御質問にお答えいたします。

当社は、基本的な公表スタンスとして、核物質防護事案におきましては、防護措置の脆弱性が解消されないうちは公表を差し控えていただいております。また、それが公になることにより核セキユリティーに影響が生じる可能性がある情報についても、同様に公表を差し控えております。今回の公表に当たりましては、三月五日に全ての設備が復旧し脆弱性が解消されたことから、規制庁の判定に関わる事実関係のうち、核セキユリティーに影響のない範囲で公表させていただきました。

なお、今後、公表の在り方につきまして、核防護措置の脆弱性が公にならない範囲において適

時適切なタイミングでお知らせするよう、原子力規制庁とも相談の上、検討してまいります。

○浅野委員 なぜ核セキユリティーに抵触しないのかという理由部分を聞きたくつたんですが、余りここについても答弁ができない、答弁がしにくいというのは事前にも聞いておりましたので、ちよつと私、見方を変えて次の質問をさせていただきます。

私がかつじめ調査をさせていただいたところ、この三十日以上という日については、既に、本日の資料二を御覧いただきたいんですが、原子力規制庁が作成している核物質防護に係る重要度評価に関するガイドという資料がございますが、この資料の中に三十日という一つの基準となる数字が使われていたんですね。

ここに四つの表が載っていますが、左下の表になります。「物理的防護に関する重要度スクリーニング」という項目の中で、三日未満で物理的防護の機能不全が解消された場合にはグリーンだ、三日から三十日の間に解決した場合には白である、白判定だ、そして、三十一日以上だった場合は黄色以上の判定になるということで、今回は様々な重大な問題も重なって赤判定になったわけですが、ここは三日未満、そして三日から三十日、そして三十一日以上という明確な基準値が載っています。

今後、東京電力内で核セキユリティー対策、再発防止に向けてどのような対策を取るのかという議論をし、そしてそれを公表することを考えた場合に、当然ながら国会の理解、国民の理解を得なければなりません。そこには透明性ある議論が必要になります。ここに規制庁が既に設けている基準値をうまく活用していくのはどうかというふうに思ひます。

例えるならば、今回、核物質防護が三十日以上機能不全である状態だったわけですね。その期間内に点検がされていたかされていなかったのかについては私はちよつと存じ上げませんが、今後の対策を考えるに当たって、例えばこの三日という数

字を活用して、三日未満の期間内に必ず機能確認を行う、点検を行うとか、そういう形で明確な対策方針を示していただければ、国民も、既にこの規制庁が緑判定だとしている閾値、それを上回る基準で点検、対策を行うんだということも言っていくことで透明性ある議論ができるんじゃないか、そのようなことを考えているわけでありませぬ。

これは一例示でありまして、このような考え方に基づいて、是非今後は透明性ある対策内容の検討をして公表をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔津島委員長代理退席、委員長着席〕  
○小早川参考人 御質問にお答えいたします。

先生御指摘の機能復旧や代替措置がどのように行われていくかという観点は重要な論点ではありますが、法令要求においては、設備故障時に直ちに十分な代替措置を実施し、速やかに復旧を行うことと認識しております。

今後、こうした法令要求を満たしていくためにどのような対応が必要か、原因究明や再発防止策の中でしっかり検討してまいりたいと思います。情報公開の方針につきましては先ほど申したとおりでございますが、そうした過程において、核セキュリティーに影響のない範囲で公表の方針も検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員 時間が参りましたので、最後はお願いにとどめさせていただきます。

昨日、東京電力ホールディングス株式会社がこのような資料を公開をいたしました。今回の「核物質防護を含む一連の事案に対する今後の対応方針」という資料なんですけれども、中身を讀ませていただきました。一つ気になることがありまして、それは、対策の方向性というのは、今の時点ではそうだろうというふうなものなんですけれども、じゃ、これをいつまでにやるのかということに、時間的な言及がありません。

本日、冒頭、更田委員長の発言の中では、今回の改善措置活動の計画等を六か月以内に提出する

ことを要求しましたという発言がございました。明確にこのような期限が切られておりますので、しっかりと時間軸を意識して、これは国民も大変な関心事ですから、そこは是非対応をお願いしたいというふうに思います。

お願いにとどめさせていただきますが、これで私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、菅直人君。

○菅直人委員 今日、福島原発事故から十年を経た中で、原子力特別委員会ということで、更田委員長に加えて東電の小早川社長にもお出ましをいただきまして、どうもありがとうございます。さて、この十年たった段階で、いろいろな新たな検証が発表されています。

例えば、船橋洋一さんが書かれたこの「マクシマ戦記」上下というのを私も詳しく読んでみました。私自身、当時福島の人間でしたから、かなりいろいろな状況は知っているつもりでしたけれども、例えば、この中で、アメリカ、特に軍が当時どういうことを考えていたのか、当初は五十マイルまでの避難、しかし、海軍は二百マイルまでの避難ということを検討していたというようなことがいろいろと出ておまして、そういう意味では、この十年を経て、改めて再検証の重要性というものを感ぜたところがあります。

そこで、まず、更田委員長の方に、この事故後、原子力災害対策マニュアルというものを作られておりますけれども、例えば福島原発事故のような過酷事故が再び起きた場合に、放射能のモニタリングの実施体制というのはどのようになってくるのか。

実は、最近、グレゴリー・ヤツコさん、当時のアメリカのNRCの委員長が日本の新聞にコメントを出しておられますけれども、それなどを読むと、やはり、当時の日本のモニタリングというものの対して、簡単に言えば、十分な情報が全く来なかった。一方で、アメリカでは、エネルギー省の下に被害管理チームが、空中測定システムと呼

ばれる航空機モニタリング装置で上空からガンマ線を測って地上1メートルの線量を算出できる能力を備えていたなどと述べておられます。

私も、もちろん二度とあつた過酷事故が起きることはほしくないんですけども、しかし、そういう過酷事故が起きたときに、果たして今のようモニタリングの体制で十分なのかどうか。特にこのマニュアルは、改めて読ませてもらいましたけれども、各府庁が協力するとか自治体と協力するということも書いてありますが、本当にそういうときに、無人飛行機とかヘリを飛ばして実際にモニタリングができる機能、私が考えるところでは、当時のことを思い出してみても、やはりそれは自衛隊にあらかじめそういう装備も備えていた

だいて、万一のときには、そういう自衛隊が中心となつたモニタリングも従来のものに加えてやっていたかどうかという体が必要じゃないか、そう感じたものから、これは更田委員長にその見解を伺いたいと思います。

○更田政府特別補佐人 先生御指摘の広域のモニタリングにおきましては、確かに航空機モニタリングが大変有効な手法であろうと思っております。

原子力規制委員会は、原子力災害対策マニュアルに基づいて、放射性物質が大量に放出されたような事故に対して航空機モニタリングが必要になった場合は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と連携をして、必要に応じて、自衛隊等の関係機関の支援を受けて、航空機モニタリングを実施する体制を整備しております。

このための準備としまして、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあつて原子力総合防災訓練を行うことができませんでしたけれども、毎年実施をしております原子力総合防災訓練において、防衛省と共同して航空機モニタリングに係る実動訓練を実施しております。

引き続き、こういった広域のモニタリングの体制と機能の維持及び強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○菅直人委員 今回の委員長の説明を受けて少し私も安心したんですが、少なくとも、この原子力防災対策マニュアルを読むと、横並びの一つとして自衛隊が書かれていて、自衛隊にそういうときに備えた装備をしっかりと持つことが可能になっているのかどうか、必ずしも明らかになっておりませんでした。

そういう意味で、今の更田委員長のおっしゃることを前提として、やはり万々に備えて、今の日本の場合のモニタリングというのは、私もいろいろ聞いていて、当時から、文部省が管轄しているとか、あるいは、もちろんサイト内は各電力会社が管轄しているとか、今言われた航空機によるモニタリングというのは当時は必ずしも準備されていなかった、当時、私、責任者ですけれども、そういうことを感じておりますので、そこはしっかりと万が一に備えての対応を、今の更田委員長が言われたことの実践を是非お願いをしておきたいと思っております。

さて、今日は小早川東電社長においでいただきありがとうございます。あの十年前の福島原発事故当時、小早川さんはどういった部署でいらっしゃるか。

○小早川参考人 御質問にお答えします。

事故当時、私は当時の神奈川支店営業部に所属しておりました。計画停電の対応や電力供給が厳しかったことなどもあり、お客様への節電、使用制限のお願いなど、様々なお客様対応に従事しておりました。

○菅直人委員 当時、直接には福島原発事故の対応には当たっておられなかったというように、今の答弁も含めてお聞きをいたしております。

そこで、ちょっと具体的なことにならなうんですが、当時責任者でなかったことは分かった上でお聞きするんですけども、例えば、二〇一一年三月十二日十五時三十分福島の一号機が水素爆発をしたことが、これは東電も認めて認めておられます。しかし、当時、原燃本部の本部長は私でしたけれども、その報告は届きませんでした。そ